最終更新日：2018年12月11日
株式会社タチエス
代表取締役社長 中山太郎
問合せ先：総務部総務課 042-546-8111
証券コード：7239
http://www.tachi-s.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、『私達は技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する』という企業理念のもと、コーポレートガバナンスの充実を図ることで、経営の効率性・透明性を高め、お客様、社員、取引先、株主、地域社会等のステークホルダーの期待に応えると共に、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

(1) 株主の権利及び平等性の確保とその権利を適切に行使することができる環境の整備に努める。
(2) 株主以外のステークホルダー（お客様、社員、取引先、地域社会等）との適切な協働に努める。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
(4) 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める。
(5) 株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1-2-4＞（議決権の電子行使及び招集通知の英訳等）
議決権の電子行使につきましては、利便性向上を図るため、2017年6月23日開催の定時株主総会より実施いたしました。また、議決権電子行使プラットフォームへの参加につきましては引き続き導入を検討してまいります。なお、招集通知の英訳につきましては、事業報告や注記表部分を除くものの、英語版を作成し、当社ウェブサイトにおいて開示しております。

＜原則1-4＞（政策保有株式）
(1) 政策保有株式に関する方針
当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であると認識しております。これらの協力関係は、中長期的な視点で当社に経済価値をもたらすため、事業戦略上の重要性や得意先・取引先との関係強化、地域社会との関係維持等、総合的に勘案し、当該企業の株式を保有することとします。また、当社は毎年4月の取締役会において、保有する全ての政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、保有目的に合致しないものは売却します。
(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準
政策保有株式の議決権行使に当たっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上が株主利益への向上にも繋がるものであることを前提とし、株主への還元方針、コーポレートガバナンスや企業の社会的責任への取組み等総合的観点から議決権を行使します。

＜補充原則4-1-2＞（中期経営計画の着実な遂行と目標未達時の説明等）
当社は、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくため、長期的なビジョンを公表すると共に、単年度毎の業績等の見通しを公表しております。当社は、「品質No.1」「営業利益率7%」「世界生産シェア7%」の持続的達成を目指した中期計画「Global Teamwork 2020」を策定し、スピードを上げて推進しております。効率的なグローバル事業運営に求められる仕組みを整え、「売りの力」「モノづくり力」を強化していくことで、グローバルビジネスをより拡大してまいります。中期目標の公表につきましては、今後の経営戦略を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

＜原則4-8＞（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、2015年11月に社外役員の独立性判断基準を定め、この基準を満たす社外取締役1名、社外監査役1名を独立役員として届け出ております。なお、社外取締役の三原秀哲氏については、当社独立性判断基準を満たし、独立性に問題はありませんが、同氏が所属する「長島・大野・常松法律事務所」においては、所属弁護士が社外役員となる場合に、独立役員としての届け出を行えない旨の方針があり、当社は同氏を独立役員として選任しておりません。独立社外取締役は現時点で1名に留まりますが、独立社外監査役を含む監査役とは必要に応じて適宜議論を行い、十分な情報交換と認識の共有が行われております。更なるコーポレートガバナンス及び企業価値向上への取組み強化の観点から、引き続き増員を含め新たな独立社外取締役の選任を検討してまいります。

＜補充原則4-10-1＞（指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言）
当社は、任意の委員会として人事報酬委員会を設置し、役員等の人事・報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役会に提案しています。人事報酬委員会は、独立社外取締役1名を含む5名の取締役で構成すると共に、監査役1名がオブザーバーとして出席し意見を述べることができる体制としています。

＜原則4-11＞（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
取締役は、「ビジネス本部」「モノづくり本部」「管理本部」の各分野をカバーできるバランスを考慮し選任すると共に、経営の監督の実効性を高めるため、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。社外監査役1名と社外取締役1名は弁護士。社外取締役1名と社外監査役1名は公認会計士であり、財務・会計に関して豊富な経験と高い専門知識を有しております。また、公認会計士資格のある社外取締役は長年にわたる海外での監査業務における豊富な経験を有しており、客観的かつグローバルな視点による意見・指摘が、取締役会意思決定に反映されています。なお、取締役7名のうち女性取締役はおりませんが、引き続き検討してまいります。
取締役会の実効性については、取締役会の審議を通じて評価し、必要に応じ改善を行うと共に、より実効性向上に資するよう、事業年度終了後に、社外も含む取締役・監査役全員にアンケートを実施し、それをもとに取締役会で評価を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1-7＞（関連当事者間の取引）
当社では、取締役及び執行役員による競業取引及び利益相反取引については、取締役会において承認を得ると共に、当該取引を行った場合には、重要な事実を取締役会に報告することとしております。

＜原則2-6＞（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社の退職年金制度は、確定給付企業年金制度と確定拠出企業年金制度を設けております。当社は、「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、資産の安定的な運用を目指しております。運用機関からは定期的に報告を受け、必要に応じて、財務・労務・人事関係者によるミーティングを実施しております。また、年金資産の運用にあたる関係部署においては、必要に応じて外部研修やセミナーの受講等、業務知識の向上に努めております。また、積立金の運用を複数の運用機関に委託し、投資先の選定や議決権行使を運用機関に一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。

＜原則3-1＞（情報開示の充実）
(1) 会社の目指すべきところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは2020年度を見据えた経営戦略「Global Teamwork 2020」を策定いたしました。この目標は、ビジョン「Global Challenge 177（以下『GC177』）」で定めた、「品質No.1」「営業利益率7%」「世界生産シェア7%」を持続的に達成できる企業基盤を構築していくことです。ビジョン『GC177』の取り組みで得られた成果をさらに拡大していくため、効率的なグローバル事業運営に求められる仕組みを整え、「売りの力」「モノづくり力」を強化していくことで、グローバルビジネスをより拡大してまいります。そのために、グローバルに展開する当社グループ各社が一体（ワン・チーム）となり、目標達成に向け戦略と方策を着実に実行してまいります。これにより、お客様からの信頼をベースに、ステークホルダーから「選ばれ続ける企業」となっていくことを目指しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ウェブサイトに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。
(http://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/governance.pdf)

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当報告書II-1【取締役報酬関係】をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当報告書II-2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」＜役員の選解任＞をご参照ください。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
社外役員を含め、取締役・監査役については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

＜補充原則4-1-1＞（取締役会の決定事項と経営陣に対する委任の範囲）
取締役会においては、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について意思決定を行うこととしており、それらは、「取締役会規定」により明確にしております。また、当社は執行役員制度を導入し、取締役会で決定されるべき事項以外については、執行役員会や執行役員に委任しております。執行役員会及び執行役員は、取引・業務の規模や性格に応じて定めた決裁権限に係る各種規定に基づき経営にあたっております。なお、執行役員会による意思決定の結果は、適時、取締役会に報告される仕組みとなっております。

＜原則4-9＞（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当報告書II-1【独立役員関係】又は当社ウェブサイトに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」別紙「社外役員の独立性判断基準」をご参照ください。
(http://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/governance.pdf)

＜補充原則4-11-1＞（取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
当報告書II-2「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」＜役員候補者の選定＞をご参照ください。

＜補充原則4-11-2＞（取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況）
当社ウェブサイトに掲載の「第66回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
(http://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/66shoushu.pdf)

＜補充原則4-11-3＞（取締役全体の実効性についての分析・評価結果の概要）
取締役会の実効性については、取締役会の審議を通じて評価し、必要に応じ改善を行っております。また、より実効性向上に資するよう、事業年度終了後に、社外役員も含む取締役・監査役全員にアンケートを実施し、それをもとに取締役会で評価を実施しております。

＜補充原則4-14-2＞（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、新任役員に対し、その役割・責務や会社に関する知識等の必要な教育を事前に実施すると共に、就任後においても、必要な知識の習得や適切な更新の機会を提供・斡旋し、その費用の支援を行う方針としております。

＜原則5-1＞（株主との建設的な対話に関する方針）
当社ウェブサイトに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」II-5．株主との対話をご参照ください。
(http://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/governance.pdf)

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,918,100	5.41
トヨタ紡織株式会社	1,521,000	4.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,107,004	3.12
齊藤静	1,046,067	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	958,500	2.70
河西工業株式会社	905,800	2.56
タチエス取引先持株会	845,650	2.39
JP MORGAN CHASE BANK 380621	817,600	2.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	751,120	2.12
株式会社三井住友銀行	750,000	2.12

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 大株主の状況は、2018年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式1,004,973株があります。

2. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成30年6月4日付で提出された大量保有報告書 (変更報告書の訂正報告書) により平成30年5月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

所有株式数 : 3,470,900株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 9.52%

なお、当社として当事業年度末時点における実質的保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木下　俊男	公認会計士											
三原　秀哲	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下　俊男	○	―――	木下俊男氏は、公認会計士として高い見識と長年にわたる海外での監査業務における豊富な経験を有しており、客観的かつグローバルな視点で取締役会の適正な意思決定に貢献しております。 また、同氏は上記a～kのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監視しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。

三原　秀哲		―――	三原秀哲氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、当社グループのコーポレートガバナンス強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	4	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	4	1	0	0	社内取締役

補足説明

当社は監査役会設置会社でありますが、取締役会の機能を補完するため、任意の委員会として人事報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員等の人事・報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役会に提案します。人事報酬委員会は、独立社外取締役1名を含む取締役5名以内で構成すると共に、監査役1名がオブザーバーとして出席し意見を述べることができる体制としています。同委員会を設置することで、役員等の人事・報酬に関する客観性と透明性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断するため、また、監査役、会計監査人両者の監査の品質の向上、監査の効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与のため、監査役、会計監査人、経営統括部門及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定例的に開催し、コーポレート・ガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行っております。
また、監査役会と会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行うと共に、監査役からの会社情報の提供等により問題意識の共有化を図っております。その他、期中・期末、子会社等の監査立会、監査結果の聴取等を行い、監査の実効をより高めるための手段としております。
また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他監査職務の遂行にあたり、内部監査部門の経営監査室と連携を保ち、効率的な監査に努めております。年度初め、経営監査室と監査計画書の監査方針、方針展開、実施内容等につき意見交換を行っております。また、都度開催の連絡会において、業務監査実施状況、コンプライアンス活動状況、法令遵守教育、リスク管理体制監査、子会社監査等の報告を受け、意見交換を行うと共に情報を収集し、監査役は、内部監査結果を十分検討、活用し、効率的な監査を行い、会社の健全な経営と維持・発展に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾　慎祐	弁護士										○			
小澤　伸光	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾　慎祐		松尾慎祐氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.002%未満、同事務所が受領した売上高の0.3%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。	松尾慎祐氏は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。
小澤　伸光	○	―――	小澤伸光氏は、公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は上記a～mのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監視しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外役員の独立性判断基準について次のとおり定めております。
＜社外役員の独立性判断基準＞
取締役会は、当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し独立性を有しているものと判断する。
1．本人が、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者(1)又はその出身者でないこと。
2．過去5年間において、本人の近親者等(2)が当社グループの業務執行者(1)でないこと。
3．本人が、現在又は過去5年間において、次に掲げる者に該当しないこと。
1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者(1)
2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者(1)
3) 当社グループを主要な取引先とする者(3)又はその業務執行者(1)
4) 当社グループの主要な取引先(4)の業務執行者(1)
5) 当社グループの主要な借入先(5)の業務執行者(1)
6) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
7) 当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8) 当社グループから年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
9) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者(1)
4．本人の近親者等が、現在、上記3の1)から9)のいずれかに該当（ただし、重要な者(6)に限る。）しないこと。

（注）
(1) 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
(2) 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。

(3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
(4) 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。
(5) 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
(6) 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会において、当社取締役（非業務執行取締役を除きます。以下同様とします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による 利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入することを付議し、決議いただいております。当初の信託期間は3年間とし、当社は取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として当該信託期間中に200百万円を上限とする金銭を拠出いたします。 また、信託は、当社が拠出した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式処分による取得または取引所市場から取得いたします。当社は、当社取締役会で定める株式交付規定に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与いたします。
ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、3事業年度当たり168,000ポイントを上限としております。
なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(2017年度)
取締役に支払った報酬224百万円（うち、社外取締役13百万円）
なお、上記の報酬には、当期における取締役賞与（社外取締役除く）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等の決定の方針とその手続きについて、次のとおり定めております。

方針と手続き
(1) 取締役の報酬は、月額報酬（固定）、賞与及び株式報酬（変動）で構成し、職責や成果を反映した報酬体系とする。賞与は、毎年の会社業績、配当、従業員賞与の水準、他社の動向及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して検討を行い、株主総会の決議を経て支給する。なお、社外取締役については、その担う役割に鑑み、賞与の支給は行わない。
(2) 監査役の報酬は、監査役の独立性を担保するため、会社業績に左右される賞与の支給は行わず、月額報酬のみとした報酬体系とする。
(3) 執行役員の報酬は、従業員の給与・賞与を基準とした報酬体系とする。
(4) 自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進するため、役員に対し役員持株会への加入による自社株式取得を促す。
(5) 取締役・監査役の報酬枠及び取締役の賞与は、人事報酬委員会での審議、取締役会での決議を経て、株主総会の決議で決定する。取締役及び執行役員、監査役の個々の報酬は、人事報酬委員会で審議の上、取締役及び執行役員については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定する。
(6) 取締役（非業務執行取締役を除く）及び執行役員等に対しては、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは特定しておりませんが、取締役会事務局が中心となって対応しています。また、監査役は必要に応じ経営監査室との連携を保ち監査を行う体制としております。なお、会議の資料は事前配布することとしております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

＜業務執行、監督＞
取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、原則として毎月1回開催し、法定事項を含む経営の重要事項について決定を行うと共に、業務執行の監督を行っております。
また、業務執行を効率的に推進するため、取締役兼務者4名を含む執行役員25名で構成する執行役員会を原則として毎月2回開催し、取締役会決議事項を除く重要事項の決定、審議及び報告を行っております。

＜監査＞
監査役会は、社外監査役2名（弁護士1名、公認会計士1名）を含む4名で構成され、監査計画書に従い、年9回以上開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議への出席や各種調査を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。また、常勤監査役と社外監査役との情報共有を主たる目的とした監査役ミーティングを毎月1回開催し、監査活動の一助としております。

＜内部監査＞
経営監査室を設置し、各部署･関係会社に対して会社の業務活動が適正･効率的に行われているか、監査を実施しております。

＜会計監査＞
（2017年度）
当社は、PwCあらた有限責任監査法人による会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、戸田栄氏、千葉達哉氏（戸田栄氏の継続監査年数は4年、千葉達哉氏の継続監査年数は3年）の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他8名であります。なお、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
また、会計監査人、監査役、経営統括部門及び経営監査室による三者協議会を年2回開催し、適切な情報を入手すると共に意見交換を行っております。

＜役員の選解任＞
取締役候補者の指名にあたっては、取締役会が経営の意思決定･監督の役割を十分果たせるよう、取締役会全体として、会社の各機能のカバーも含めて、多様な知見と経験がバランスされるよう考慮し選定すると共に、次の方針と手続きにより取締役･監査役候補の指名及び執行役員の選解任にあたっております。なお、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役及び執行役員の任期は1年としております。

方針と手続き
(1) 取締役候補者は、人事報酬委員会で審議し、取締役会で決定する。取締役候補者には、会社経営や業務に精通し、人格･見識に優れている人物を指名する。次期代表取締役、取締役会長、取締役社長は、豊富な経験と高い見識を有し、経営戦略の策定やリーダーシップ等の資質を兼ね備えている人物を指名する。また、社外取締役候補者については、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすと共に、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物を指名する。
(2) 取締役は、代表取締役、取締役会長、取締役社長に法令違反等の不正行為等があったとき、その他その役割を十分に果たしていない、又は解職すべき事由が認められると判断した場合、人事報酬委員会にその者の解任を諮問する。人事報酬委員会は、会社業績に対する責任等も勘案のうえ審議し、審議結果を取締役会に答申する。
人事報酬委員会が解任すべきと答申した場合、取締役会は速やかに解任の手続きを開始する。
(3) 監査役候補者の指名は、人事報酬委員会の審議、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定する。監査役候補者には、会社経営や業務に精通し、人格･見識に優れている人物を指名する。また、社外監査役候補者については、会社経営や法曹･行政･会計等の分野で高い専門性と豊富な経験を有し、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、中立的な立場から取締役会等において意見を述べることができる人物を指名する。
(4) 執行役員の選任は、人事報酬委員会で審議し、取締役会で決定する。執行役員には、会社経営や業務に精通し、人格･見識に優れている人物を選任する。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営責任の明確化、経営の効率化を図るため、取締役の任期を1年にすると共に執行役員制度を導入しております。また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らない社外取締役2名（弁護士1名、公認会計士1名）及び社外監査役2名（弁護士1名、公認会計士1名）を選任し、客観的かつ専門的な視点で経営を監視しておりますので、現時点において、当社の企業統治にとって最も合理的な体制であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年６月22日開催の定時株主総会招集通知は、2018年６月１日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	利便性向上を図るため、2017年６月23日開催の定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知及び決議通知の英語版を作成し、日本語版と共に当社ホームページへ掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに日本語・英語・中国語でディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年１回本決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家の皆様向けのサイトを設け、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部	
その他	アナリスト・機関投資家との個別ミーティング等の対応を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ各社が遵守すべき「企業行動憲章」及び役員・従業員が行動する上で遵守すべき「行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。これらでは、様々なステークホルダーとの関係において、法令遵守はもとより高い倫理観をもって行動するよう定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2003年度までに国内全事業所においてISO14001の認証を取得しており、当社環境方針に基づいた環境保全活動に取り組んでおります。また、当社CSR取組方針に基づき、事業活動を通じて社会に貢献することで、社会的責任を果たしていくことに努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ各社が遵守すべき「企業行動憲章」及び役員・従業員が行動する上で遵守すべき「行動規範」を制定し、企業情報の開示姿勢を示すと共に、正確な情報を公平かつ適時に開示することを定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び当社子会社（以下、タチエスグループという）の内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定め、タチエスグループの内部統制システムの構築・運用に努めております。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びにタチエスグループの業務の適正を確保するための体制
1) タチエスグループの役員及び使用人は、「タチエス企業行動憲章」並びに「タチエス行動規範」に基づき行動する。
2) 当社はコンプライアンス運営規定に基づき、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。
3) タチエスグループ各社は、適正数のコンプライアンス推進者を配置すると共に、内部通報制度を設け、運用状況を定期的に当社に報告する。
4) 当社はタチエスグループ各社の内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、問題点や課題を抽出し、改善を図る。
5) 経営監査室は、業務の適正を確保するため、タチエスグループ各社を定期的に監査する。
6) タチエスグループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき、文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。
2) 企業秘密や個人情報については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に管理する。

3.タチエスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社は、タチエスグループのリスク管理について定めるリスク管理規定等を策定し、タチエスグループ各社のリスク管理に関わる問題と課題を把握する。
2) タチエスグループ各社は、上記問題・課題を踏まえ、各社の特性に応じたリスク対応策を策定し、役員及び使用人に周知する。

4.タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 当社は、執行役員制度により機動的な業務執行を行う。
2) 当社は、タチエスグループ中期経営計画を策定し、タチエスグループ各社は、これを具体化するため年度事業計画を策定する。当社は、これらを執行役員会その他の会議体で進捗管理する。
3) タチエスグループ各社は、職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定める。

5.当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1) 当社が定める関係会社管理規定をタチエスグループ各社に周知させ、当社への報告と承認を義務付ける。
2) タチエスグループ各社は、月次の決算報告や半期毎に行われる事業報告会で事業計画の進捗や課題について当社に報告する。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1) 監査役は必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。
2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得るものとする。
3) 監査役は、経営監査室と連携を保ち効率的な監査を行う。

7.タチエスグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
1) タチエスグループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
2) タチエスグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に、また随時監査役に報告を行う。

8.監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1) タチエスグループ各社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの取締役及び使用人に周知徹底する。
2) タチエスグループ各社の内部通報制度に関する規定において、通報をしたこと自体による解雇その他の不利益の取り扱いは行わないことを定める。

9.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1) 当社は、監査役がその職務の遂行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 取締役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査に積極的に協力する。
2) 取締役は、監査役が代表取締役及び執行役員、会計監査人と定期的に意見交換できる体制を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、タチエス企業行動憲章及び行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない旨を定め、研修等により周知徹底を図っております。また、経営統括部門は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、有事の際にも速やかに対応可能な体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

